

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：徳島県企業局長

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	９１．５％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	８２．８％
全職員	７９．５％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(１) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	９９．０％
本庁係長相当職	１０６．８％

(２) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
３６年以上	１０１．２％
３１～３５年	９２．８％
２６～３０年	９１．６％
２１～２５年	９２．７％
１６～２０年	７１．４％
１１～１５年	１０３．０％
６～１０年	６６．６％
１～５年	９８．５％

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員における男女の給与の差異について

- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は約９７％、住居手当の受給者に占める男性の割合は約９０％であることが、男女の給与の差異が生じる要因となっている。
- ・「２．(１) 役職段階別」中「本庁部局長・次長相当職」及び「本庁課長相当職」の区分については、女性の職員がいらないため「—」としている。

なお、任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、会計年度任用職員（パートタイム）については、勤務時間が週３日以上かつ週１５時間３０分以上の者を集計対象とした。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。